

# 校則

足立区立谷中中学校  
生活指導部

## I 通学

- 1 8時15分の予鈴までに着席し、8時20分に出欠確認をする。
- 2 通学の際は、決められた通学路を通り交通規則を守る。
- 3 通学の際は、標準服を着用する。
- 4 登校後の外出は、原則として認めない。
- 5 自転車での通学は、原則として認めない。
- 6 最終下校時刻は、18時30分(3月～10月)、18時00分(11月～2月)とする。

## II 学校生活

- 1 時間を守って行動する。
- 2 欠席、早退、遅刻の場合は、7時30分から8時までに保護者に電話連絡をしてもらう。  
(体育等、見学の場合は理由を生徒手帳に記入し、担任、教科担任に提出する。)
- 3 遅刻した際は、登校後すぐに職員室へ行き、連絡票を受け取ってから授業に参加する。
- 4 学校内で体調を崩し、早退した場合は、帰宅後すぐに学校へ電話連絡をする。
- 5 給食や清掃はすみやかにきれいに行う。
- 6 他学年のフロアや、他クラスの教室、特別教室、体育館等に許可なく、出入りしない。

## III 服装等

- 1 標準服は以下のものとする。
  - (1) 冬期間(4月～5月、11月～3月)  
(学 生 服) 黒の詰襟学生服、白のワイシャツ、黒の学生ズボン。ワイシャツの下には白無地の肌着を着用する。  
(セーラー服) 紺のセーラー、紺のジャンパースカート、白いスカーフとする。肌着を着用する。
  - (2) 夏期間(6月～10月)  
(学 生 服) 白のワイシャツ(長袖または半袖)、黒の学生ズボン。ワイシャツの下には白無地の肌着を着用する。  
(セーラー服) 白のセーラー、紺のスカート、ブルーのスカーフとする。肌着を着用する。  
※冬期間は校章とクラス章、夏期間は校章をつける。
- 2 標準服の冬期間、夏期間は、原則として、衣替えの前約3週間を移行期間とする。
- 3 学生ズボンのベルトは黒の革調のものとし、他の色や素材、装飾品のついたものは不可。
- 4 スカートの丈は、膝丈を基準とする。(膝がかくれるようにする)
- 5 セーター、カーディガンは学校指定のものとする。
- 6 コートは黒、紺のダッフルコートまたはPコートとする。
- 7 校舎内ではコート、マフラー、手袋等の防寒衣類は脱ぐ。
- 8 靴下は白の無地とする。(ワンポイント、ハイソックス可。冬期間は黒無地のストッキング、タイツ可。くるぶしが露出するもの、ラインの入っているものは不可。)
- 9 通学靴は白を基調とする運動靴、または黒い革の学生靴とする。
- 10 上履きは、学校指定のものとする。(線の色は学年別)
- 11 鞆(第一鞆)及びサブバッグ(第二鞆)は学校指定のものとする。
- 12 体育着、ジャージは学校指定のものとする。

- 13 休日中、あるいは帰宅して再び登校する際は、必ず標準服または体育着で登校する。
- 14 髪は、清潔を心がけ、中学生らしいものとし、華美なものはさげ、以下を基準とする。
  - (1) 前髪はまゆ毛が見える長さにする。
  - (2) 横は耳に、後ろはえりにかからない長さにする。
  - (3) 長い髪は黒・紺・茶のゴムで結ぶか、黒・紺のヘアピンでとめる。(飾りがついているものは不可)
- 15 アクセサリー類を身につけることは禁止とする。
- 16 体育着を必要としない授業は、原則標準服で受けることとするが、時間割、時程、行事等によって、体育着で授業を受けることもある。また、登下校時の服装もこれに準ずる。

#### IV 所持品

- 1 生徒は生徒手帳(身分証明書)を毎日携帯する。
- 2 学習に必要なものは持ってこない。
- 3 やむを得ずお金を持ってきた場合は、登校後すぐに先生に提出するか、または預かってもらう。
- 4 水分補給のための水筒の持参を許可する。ただし、中身は水・お茶・スポーツドリンクに限る。

#### V 授業

- 1 休み時間中に授業の用意をし、チャイムが鳴る前に席につき、静かに先生を待つ。
- 2 教室移動の際は、休み時間中に整列して移動する。
- 3 授業に集中し、積極的な姿勢で取り組む。

#### VI 部活動

- 1 部活動の指導は部活動ガイドラインに準じて活動する。原則として、決められた活動日時・活動場所で活動し、顧問不在の場合は活動できない。
- 2 定期考査一週間前から定期考査最終日の前日までは、原則として活動停止とする。ただし、公式戦、コンクール等の一週間前の場合、定期考査一週間前でも1時間の活動ができる。
- 3 入退部の方法は、以下を原則とする。

(入部)保護者・担任・顧問の同意を得て、原則として年度当初の募集期間中に入部希望届を提出する。毎年4月に更新する。

(退部)保護者・担任・顧問と相談し、承諾を得て、退部希望届を提出する。

#### VII 校則の変更

この校則は、次の手続を経て、変更することができる。

- 1 生徒総会における意見要望、保護者の意見要望、職員の年度末反省における見直し
- 2 職員会議での討議
- 3 事務手続
- 4 学校長承認